## 

「関東大震災朝鮮人虐殺の国家責任を問う会」は、田城郁議員が2016年5月27日付で参議院議長に提出した「質問主意書」に対する6月7日付の「答弁書」を見て<sup>(※)</sup>、その回答が歴史の事実をふまえず不誠実なものであることから、政府に対して以下のとおり抗議する。

本会は、震災当時、日本政府が流言の流布と虐殺に主体的に関与したことを認めて遺族に謝罪し、真相究明の調査を行なうこと、そして資料の恒久的な公開と保存を行うよう強く求めてきた。私たちが 93 年たってなお朝鮮人虐殺事件を問題にする意味は、犠牲者の人権と名誉の回復がなされていないからである。また、この事件の真相究明を避けていては、日本国民と政府が他民族を虐殺した事実から学ぶことができず、今も続く虐殺の背景としての排外的な言動を許し続けてしまうからである。

近年では拉致事件を理由に、朝鮮高校に学ぶ生徒だけが就学支援金制度から除外されたが、この流れは地方自 治体の朝鮮学校への助成金カットにまで拡大している。生徒自身に責任はないにもかかわらず、政府・自治体が 「この子たちは差別されて良いのだ」と公に差別することを許容しているのが、現在の日本の社会である。そし て、彼らと共にあろうとする力は弱い。

93 年後の現在もなお、在日コリアンが民族服を着て外を歩けない、関東大震災時の恐怖につながる体験をしている時、私たちは 1923 年当時に虐殺の加害者となった、あるいは虐殺を傍観しそれを止めることができなかった日本人を想い起こしたい。そして、二度とこうしたことを繰り返さないためにも、虐殺事件を放置せず真相を明らかにするよう、良識ある市民と共に日本政府に誠実な答弁を行うよう強く求めるものである。

## [抗議声明]

田城郁議員の質問主意書への政府答弁に対し、強く抗議する

―関東大震災下の朝鮮人・中国人虐殺事件について、日本政府は真摯に対応せよ―

1923年の関東大震災時、「朝鮮人が暴動を起す」「井戸に毒を入れる」「爆弾を投げる」等のデマ(流言蜚語)が流され、関東地方の各地で軍隊や警察、自警団が多数の朝鮮人、中国人を虐殺した。こうした事件の詳細は、2003年の日本弁護士連合会人権擁護委員会による「関東大震災人権救済申立事件調査報告書」及び「勧告書」や、2009年に出された内閣府中央防災会議の「災害教訓の継承に関する専門調査会」における第3期報告書中の「一九二三 関東大震災報告書」(第二編)でも報告されている。

私たち「関東大震災朝鮮人虐殺の国家責任を問う会」は、長年この問題に取り組み調査と追悼を行ってきた研究者と各地の市民が中心となって 2010 年に発足した。これまで政府や社会に広く働きかけ、院内集会や学習会、政府に対する請願署名などを行ってきた。

去る 2016 年 5 月 27 日、田城郁民進党参議院議員が次のような質問主意書を参議院議長宛に提出した(質問第百三十一号)。それに対する政府の答弁書は、私たちにとってとうてい容認できないものである。 質問と答弁は以下の三点である。

**質問**一 政府は、関東大震災時における朝鮮人、中国人等の虐殺事件に日本政府が関与したことを事実として認定するか。

**質問**二 日本弁護士連合会の「関東大震災人権救済申立事件調査報告書」及び「勧告書」(日弁連総第三十九号 二 ○○三年八月二十五日)は、どの機関が受理し、内容を精査したのか。そしてその「勧告書」への対応をどうするかについてどのような検討を加え、回答しない結論に至ったのか説明を求める。

質問 三 中央防災会議の「一九二三 関東大震災報告書」(第二編 平成二十一年三月)は、「過去の反省と民族差別

の解消の努力が必要なのは改めて確認しておく。その上で、流言の発生、そして自然災害とテロの混同が現在も生じ 得る事態であることを認識する必要がある」(二百二十四頁)としている。今次の熊本地震においても「熊本の朝鮮人が 井戸に毒を投げ込んだ」などのデマがネット上にあふれたことが伝えられている。政府としてあらためてこの中央防災会 議の報告書に耳を傾け、同報告書の指摘事項に真摯に対応すべきと考えるが、その意志はあるか。

答弁 一について お尋ねの「関東大震災時における朝鮮人、中国人等の虐殺事件に日本政府が関与したこと」につ いては、調査した限りでは、政府内にその事実関係を把握することができる記録が見当たらないことから、お尋ねにつ いてお答えすることは困難である。

答弁 二について お尋ねの「日本弁護士連合会の『関東大震災人権救済申立事件調査報告書』及び『勧告書』(日弁 連総第三十九号 二〇〇三年八月二十五日)」については、平成十五年八月二十九日付けで内閣官房において受け 付け、同年九月三日付けで警察庁及び法務省に回付したものと承知している。また、「内容を精査したのか」及び「どの ような検討を加え、回答しないという結論に至ったのか」とのお尋ねについては、調査した限りでは、政府内にその事実 関係を把握することができる記録が見当たらないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

答弁 三について お尋ねの「指摘事項」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、災害発生時に おいて被災者の方々の安全安心の確保に努めることは重要であると認識している。

以上の質問に対する答弁の問題点について、私たちは次のように考える。

質問の一について。質問主意書では、日本弁護士連合会が朝鮮人、中国人虐殺に国の責任があると認定したこ と、総理大臣以下全閣僚も構成員である内閣府中央防災会議の報告書にも、政府・軍隊や警察が流言の伝達と朝 鮮人、中国人殺傷事件に関わったことを指摘している。

内閣総理大臣に出された日本弁護士連合会の勧告と中央防災会議の「災害教訓の継承に関する専門調査会報告 書」の双方で、政府による朝鮮人、中国人虐殺への関与が事実として認定されているにもかかわらず、どうして 政府内に記録がないと言えるのか。当時の戒厳司令部が記した記録や、防衛省を始めとした公的機関に保管され ている記録以外に、いったいどのような「記録」が必要なのであろうか。

質問主意書にも記されているように、震災当時、政府は「朝鮮人暴動」を事実として、無線電信により全国に朝 鮮人への警戒を命じた。そして、こうした流言を流し虐殺を引き起こした責任を追及されることを恐れて、流言 の肯定につとめることにしたのである。

質問の二について、勧告を警察庁と法務省に回付したとまで書きながら、回答しないことにした経過について の記録が一切ないということは、常識的にありえない。また、もしその経過が曖昧であるならば、あらためて勧 告について真摯に受け止め検討すべきである。

質問の三について、「指摘事項」の内容は質問の中に示されており、他に解釈のしようはない。関東大震災時の 虐殺のような事件を繰り返さないためにも過去に真摯に学ぶことが必要であるという、質問主意書全体に通底す る趣旨を意図的に無視して一般論にすりかえるのは、過去の反省に立たないと宣言しているも同様である。

以上のように、この質問趣意書への答弁に現れているのは、虐殺事件への日本政府の関与を認定するような回答 を避け、虐殺の事実を明らかにした調査・研究を受け止めない日本政府の姿である。

それは、すなわち「過去の反省と民族差別の解消の努力」に真摯に向き合わず、中央防災会議が税金をかけて作 った報告を無視したとしても批判は受けないだろうとたかをくくっている日本政府の姿勢を示すものでもある。 私たちはこのような不誠実な日本政府の対応に対して、強く抗議する。

## 2016年7月26日

関東大震災朝鮮人虐殺の国家責任を問う会 共同代表:石田貞、石橋正夫、姜徳相、山田昭次、吉川清